

八幡浜地区施設事務組合危険物規制の事務手続きに関する規則

〔平成27年12月28日〕
規則第4号

改正 平成28年 9月30日規則第 2号 令和 元年 6月26日規則第 6号
令和 3年 2月 4日規則第 3号 令和 3年12月14日規則第10号

八幡浜地区施設事務組合危険物規制の事務手続きに関する規則（昭和59年規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第3章、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）及び危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（危険物の仮貯蔵又は仮取扱い）

第2条 法第10条第1項ただし書の規定により、危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認を受けようとする者は、規則第1条の6に定める申請書を消防長に提出しなければならない。

2 消防長は、前項の申請があった場合において、当該申請が、公共安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、当該申請書の副本に承認済印（様式第18号）を押印して申請者に交付するものとする。

（製造所等の設置又は変更）

第3条 法第11条第1項の規定により、製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）を設置又は変更の許可を受けようとする者は、規則第4条第1項又は規則第5条第1項に定める申請書及び添付書類を組合長に提出しなければならない。

2 組合長は、前項の申請があった場合において、当該申請が政令で定める技術上の基準に適合し、火災予防上支障がないと認めるときは、様式第2号の許可証とともに当該申請書の副本に設置、変更許可済印

(様式第19号)を押印して申請者に交付するものとする。

(製造所等の設置許可等申請取下げ)

第4条 前条の規定による許可の申請者は、当該申請を取り下げようとするときは、危険物製造所等許可申請等取下げ届出書(様式第3号)を組合長に提出しなければならない。この場合において、既に許可されたものにあつては、当該許可書を添付しなければならない。

2 組合長は、前項の届出書を受理したときは、当該届出書の副本に、届出済印(様式第20号)を押印して製造所等の設置又は製造所等の位置、構造若しくは設備の変更に係る許可等の申請書を添付して届出者に交付するものとする。

(製造所等の軽微な変更工事等)

第5条 製造所等の所有者、管理者又は占有者(以下「関係者」という。)は、法第11条第1項後段の規定による変更の許可を必要としない軽微な変更(以下「軽微な変更」という。)をしようとする場合は、危険物製造所等の軽微な変更届出書(様式第4号)を組合長に提出しなければならない。

2 組合長は、前項の届出書を受理したときは、当該届出書の副本に、届出済印(様式第20号)を押印して届出者に交付するものとする。

(製造所等の仮使用)

第6条 法第11条第5項ただし書の規定により、製造所等の仮使用の承認を受けようとする者は、規則第5条の2又は規則第5条の3に定める申請書を組合長に提出しなければならない。

2 組合長は、前項の申請があつた場合において、その事情を調査し、当該申請が火災予防上支障ないと認めたときは、当該申請書の副本に承認済印(様式第22号)を押印して申請者に交付するものとする。

3 前項の規定による承認を受けた者は、製造所等の完成検査完了までの間、当該仮使用をする場所の見やすい箇所に仮使用承認済の掲示板(様式第5号)を掲示しなければならない。

(製造所等の完成検査)

第7条 法第11条第5項の規定により、製造所等の完成検査を受けようとする者は、規則第6条第1項に定める申請書を組合長に提出しな

なければならない。

- 2 組合長は、前項の申請があった場合において、当該申請が政令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、規則第6条第2項に定める完成検査済証とともに当該申請書の副本を申請者に交付するものとする。

(製造所等の完成検査前検査)

第8条 政令第8条の2第6項の規定により、完成検査前検査を受けようとする者は、規則第6条の4第1項に定める申請書を組合長に提出しなければならない。

- 2 組合長は、前項の申請があった場合において、当該申請が政令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、規則第6条の4第2項に定めるタンク検査済証とともに当該申請書の副本を申請者に交付するものとする。

(製造所等の譲渡又は引渡し)

第9条 法第11条第6項の規定により、製造所等の譲渡又は引渡しを受けた者は、規則第7条に定める届出書に許可証及び完成検査済証を添付し、組合長に提出しなければならない。この場合において、譲渡又は引渡しがあったことを証する書類を添付しなければならない。

- 2 第5条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(品名、数量又は指定数量の倍数の変更)

第10条 法第11条の4の規定による製造所等において貯蔵し又は取扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数を変更しようとする者は、規則第7条の3に定める届出書を組合長に提出しなければならない。

- 2 組合長は、前項の届出書を受理した場合において、位置、構造及び設備を何ら変更することなく法第10条第4項の技術上の基準に適合すると認められるときは、当該届出書の副本に届出済印(様式第20号)を押印して届出者に交付するものとする。

(命令の公示)

第11条 規則第7条の5に規定する組合長が定める方法は、八幡浜市役所前掲示板に命令を行った旨を掲示するものとする。

(設置者の住所、氏名等の変更)

第 1 2 条 製造所等の関係者は、製造所等の設置者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地）又は設置場所の地名地番に変更があったときは、危険物製造所等変更届出書（様式第 6 号）を組合長に提出しなければならない。

2 第 5 条第 2 項の規定は、前項の届出について準用する。
（製造所等の廃止）

第 1 3 条 法第 1 2 条の 6 の規定による製造所等の用途の廃止を届け出ようとする者は、規則第 8 条に定める届出書を遅滞なく組合長に提出しなければならない。この場合において、当該製造所等の許可証、完成検査済証等を添付しなければならない。

2 第 5 条第 2 項の規定は、前項の届出について準用する。
（危険物保安監督者の選任又は解任）

第 1 4 条 法第 1 3 条第 2 項の規定による危険物保安監督者の選任又は解任の届出をしようとする者は、規則第 4 8 条の 3 に定める届出書を遅滞なく組合長に提出しなければならない。選任の届出にあたっては当該選任される者の規則第 4 8 条の 3 に定める証明書及び危険物取扱者免状の表面及び裏面の写しを添付しなければならない。

2 第 5 条第 2 項の規定は、前項の届出について準用する。
（危険物取扱責任者の選任又は変更）

第 1 5 条 法第 1 3 条第 1 項に規定する政令で定める製造所等以外の関係者は、危険物取扱者免状の交付を受けている者のうちから危険物取扱責任者を選任し、危険物取扱者選任・変更届出書（様式第 8 号）を遅滞なく組合長に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 第 5 条第 2 項の規定は、前項の届出について準用する。
（製造所等の使用の休止又は再開）

第 1 6 条 製造所等の関係者は、当該製造所等の使用を 3 月以上にわたって休止しようとするとき、又は休止中の製造所等の使用を再開しようとするときは、危険物製造所等使用休止・再開届出書（様式第 9 号）を組合長に提出しなければならない。

2 第 5 条第 2 項の規定は、前項の届出について準用する。

(災害事故の報告)

第17条 製造所等の関係者、法第10条第1項ただし書の規定により危険物の仮貯蔵若しくは仮取扱いの承認を受けた者又は危険物を運搬する者は、危険物による火災、爆発、漏えい、飛散及び流出等の事故が発生したときは、事故発生後速やかに危険物製造所等災害発生届出書(様式第10号)に発生場所の附近見取図その他組合長が必要と認めるものを添付して組合長に提出しなければならない。

(予防規程の認可)

第18条 法第14条の2第1項の規定による政令で定める製造所等の予防規程を定め、又は変更しようとする者は、規則第62条第1項に定める申請書を、組合長に提出しなければならない。

2 組合長は、前項の申請が法第10条第3項の技術上の基準に適合していると認めたときは、当該申請書の副本に認可済印(様式第21号)を押印して申請者に交付するものとする。

(事故等の通報場所)

第19条 法第16条の3第2項に規定する組合長が指定する通報場所は、八幡浜地区施設事務組合消防本部とする。

(資料の提出命令等)

第20条 法第16条の3の2第2項及び法第16条の5第1項の規定による資料の提出命令及び報告徴収は、資料提出命令書(八幡浜地区施設事務組合予防査察規程(平成28年消本訓令第2号。以下「規程」という。)様式第2号)及び報告徴収書(規程様式第3号)により行うものとする。

2 組合長は、法第16条の5第1項に規定する職員が同項の規定により危険物又は危険物であることの疑いのある物を収去するときは、危険物等収去書(様式第12号)を同項に規定する製造所等の関係者に交付するものとする。

(許可証等の再交付)

第21条 製造所等の設置許可証、変更許可証、又はタンク検査済証(以下「許可証等」という。)を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合により再交付を受けようとする者は、危険物許可証等再交付申請書

(様式第13号)を組合長に提出しなければならない。この場合において、再交付申請が汚損又は破損によるものであるときは、申請者は、当該汚損し、又は破損した許可証等を添付して申請しなければならない。

- 2 組合長は、前項の申請がやむを得ないものであると認めるときは、当該許可証等の右枠上部に再交付印(様式第23号)を押印して申請者に交付するものとする。又、亡失した許可証を発見したときは、これを10日以内に八幡浜地区施設事務組合消防本部予防課保安係に提出しなければならない。

(危険物基準の特例等適用)

第22条 政令第23条の規定により、政令第3章の規定による製造所等の技術上の基準の特例等適用の承認を受けようとする者は、危険物基準の特例等適用承認申請書(様式第14号)に申請理由及び特例等適用を受けるために講じる措置を説明する書類を添付し、組合長に提出しなければならない。

- 2 組合長は、前項の申請があった場合において、必要な調査等を行い、当該申請が政令第23条の規定に適合すると認めるときは、当該申請書の副本に必要事項を記入のうえ承認済印(様式第22号)を押印して申請者に交付するものとする。

(既設の製造所等の在庫管理等に係る計画書)

第23条 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成15年総務省令第143号)附則第3項第2号の規定により、点検周期を延長しようとする者は、地下貯蔵タンク、二重殻タンク及び地下埋設配管(以下「地下貯蔵タンク」という。)の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書(様式第15号)にその点検実施計画書を添付し、組合長に提出しなければならない。

- 2 第5条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検の期間延長)

第24条 規則第62条の5の2第2項ただし書又は規則第62条の5の3第2項ただし書の規定による休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長の申請は、規則第62条の5の2第3項又は規則第62

条の5の3第3項に定める申請書並びに理由書及び必要事項を記載した書類により組合長に提出しなければならない。

2 規則第62条の5の2第2項ただし書及び規則第62条の5の3第2項ただし書に規定する組合長が保安上支障がないと認める場合は、地下貯蔵タンク等が次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 危険物が、清掃等により完全に除去する措置が講じられていること。

(2) 危険物又は可燃性蒸気が流入するおそれのある注入口、又は配管に閉止板を設置する等、誤って地下貯蔵タンク等内に危険物又は可燃性蒸気が流入するおそれがないようにするための措置が講じられていること。

3 規則第62条の5の2第2項ただし書及び規則第62条の5の3第2項ただし書に

規定する組合長が定める期間は、規則第62条の5の2第2項及び規則第62条の5の3第2項に規定する点検を行うこととされる期間の末日の翌日から危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日までの間とする。

(移動タンク貯蔵所の位置変更)

第25条 組合長は、他の行政機関により許可され、完成検査を受けた移動タンク貯蔵所が八幡浜地区施設事務組合消防本部の管轄区域内への常置場所変更に係る変更許可申請書を受理したときは、変更の完成検査終了後、当該移設前の常置場所を管轄する行政機関に様式第16号により通知しなければならない。

(代理人による申請)

第26条 法第11条第1項の規定による製造所等を設置又は変更許可を受けようとする者が申請書を提出するにあたって当該申請に係る権限を代理人に委任するときは、当該委任する旨を証する書面を添付しなければならない。

(手数料の納付)

第27条 法第16条の4の規定により納付すべき手数料は、八幡浜地区施設事務組合消防手数料条例（昭和59年条例第2号）第2条に規

定する手数料を当該申請書を提出する際に、納付しなければならない。

2 既に納付した手数料は還付しない。

(申請書等の提出部数等)

第28条 法、政令、規則及びこの規則の規定による申請書又は届出書の提出部数は、特に定めがある場合を除き、それぞれ正副2部とする。

2 前項に規定する申請書又は届出書で組合長に提出すべきものは、消防長を経て提出し、申請者等に交付すべきものは、消防長を経て交付するものとする。

(危険物施設台帳)

第29条 消防長は、製造所等に関する届出、申請等を様式第17号から様式第17号の9による危険物製造所等許可台帳に記録しておかなければならない。

(その他)

第30条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年規則第2号)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (令和元年規則第6号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年規則第10号)

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

様式第 1 号 削除

様式第2号（第3条関係）

八施消危第 号

危険物 許可証

設置者 住所
氏名

設置場所

年 月 日付申請の危険物 の
について消防法第11条第2項の規定により、これを許可する。

年 月 日

八幡浜地区施設事務組合

組合長

様式第3号（第4条関係）

危険物製造所等許可申請等取下げ届出書

年 月 日				
八幡浜地区施設事務組合長 様				
届出者				
住所				
氏名				
設置者	住所			
	氏名			
設置場所				
取下げようとする許可申請等の種類				
製造所等	製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分	
	許可年月日	年 月 日	検査年月日	年 月 日
	許可番号	第 号	検査番号	第 号
タンク	種 別		検査年月日	年 月 日
	容 量		検査番号	第 号
取下げの理由				
その他必要事項				
※受付欄		※経過欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第4号（第5条関係）

製造所
貯蔵所
取扱所
の軽微な変更届出書
危険物

年 月 日			
八幡浜地区施設事務組合長 様			
届出者 住所 氏名			
設置者	住所		
	氏名		
設置場所			
貯蔵所又は 取扱所の区分		許可年月日 番号	年 月 日 第 号
危険物の類、品名、 最大数量		指定数量の 倍	
変更内容			
変更理由			
着工予定期日		完成予定期日	
変更工事業者 住所氏名		電話	
その他必要な事項			
※受付欄		※経過欄	

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第5号（第6条関係）

消防法による仮使用承認済	
製造所等の区分	
承認年月日、番号	年 月 日 八施消危第 号
承認行政庁名	八幡浜地区施設事務組合長

備考1 この掲示板の大きさは、縦25センチメートル以上、横35センチメートル以上とすること。

2 この掲示板は、地を白色とし文字及び線を黒色とすること。

3 素材については、特に指定しない。

様式第6号（第12条関係）

製造所
危険物 貯蔵所 変更届出書
取扱所

年 月 日		
八幡浜地区施設事務組合長 様		
届出者 住 所 氏 名		
設置者	旧	住 所
		氏 名
	新	住 所
		氏 名
変更事由発生年月日		年 月 日
製造所等	旧	名 称
		地名又は番地
	新	名 称
		地名又は番地
所 等	変更発生年月日	
	位置、構造及び設備の変更内容	
	変更発生年月日	
製造所等の設置場所		
製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分
変更の事由		
その他必要な事項		
※ 受付欄	※ 経過欄	※ 備考

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第7号 削除

様式第8号（第15条関係）

選任
危険物取扱者 届出書
変更

年 月 日			
八幡浜地区施設事務組合長 様			
届出者			
住所			
氏名			
設置者	住所	電話	
	氏名		
製造所等の別		貯蔵所又は取扱所 の区分	
設置の許可年月日 及び許可番号		年 月 日 第	号
設置場所			
区分		選 任	変 更
危険物 取扱者	氏名		
	危険物取扱者 免状の種類		
	選任・変更		
	年 月 日	年 月 日	年 月
※ 受付欄		※ 備 考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 危険物取扱者免状の写し（表・裏）を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第9号（第16条関係）

製造所 休止
 危険物 貯蔵所 使用 届出書
 取扱所 再開

日	年 月			
八幡浜地区施設事務組合長 様				
届出者 住所 氏名				
設置者	住 所			
	氏 名			
製造所等の設置場所				
製造所等の別				
製造所等の設置許可番号及び許可年月日		第 号	年 月 日	
使用 休止	期 間			
	理 由			
	休止中の製造所等の管理者の氏名			
	危険物で残置する場合の類別、品名 最大数量	類 別	品 名	最 大 数 量
	危険物の保安状況			
使用 再開	期 日			
	再開により貯蔵し又は取扱う危険物の類別、品名、最大数量	類 別	品 名	最 大 数 量
その他必要事項				
※ 受付欄		※ 経過欄	※ 備考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 位置、構造、設備の図面、付近見取図及び消火設備の配置図を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第10号（第17条関係）

危険物製造所等災害発生届出書

年 月 日			
八幡浜地区施設事務組合長 様			
届 出 者 住 所 氏 名			
設 置 者	住 所	電 話	
	氏 名 又は名称		
設 置 場 所			
製 造 所 等 の 別		貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分	
災 害 発 生 日 時		年 月 日	時 分
被 害 状 況			
災 害 発 生 の 原 因 及 び 状 況			
措 置 状 況			
危 険 物 保 安 監 督 者 氏 名 等		種 第	類 号
設 置 許 可 年 月 日		年 月 日	
設 置 許 可 番 号		第 号	完 成 検 査 年 月 日 年 月 日
備 考			

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 事故のあつた区域、位置等を明示した図面等を添付すること。

様式第 1 1 号 削除

様式第12号（第20条関係）

八施消予第 号
年 月 日

所有者（管理者又は占有者） 様

八幡浜地区施設事務組合
組合長 印

危険物等収去書

消防法第16条の5第1項の規定に基づき、次の危険物を収去させる。

番号	収去品目	数量	収去場所
収去者 八幡浜地区施設事務組合消防本部 階級・氏名			印

様式第13号（第21条関係）

危険物許可証等再交付申請書

八幡浜地区施設事務組合長 様		年 月 日		
		申請者 住所名 氏名		
設置者	住所			
	氏名			
設置場所				
再交付を受けようとする許可書等の種類		設置許可証・変更許可証・タンク検査済証		
製造所等	製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分	
	設置許可年月日	年 月 日	変更許可年月日	年 月 日
	許可番号	第 号	許可番号	第 号
タンク	種 別		検査年月日	年 月 日
	容 量		検査番号	第 号
再交付の理由		亡失・滅失・汚損・破損		
その他必要事項				
※ 受付欄		※ 経過欄		

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第 1 4 号（第 2 2 条関係）

危険物基準の特例等適用承認申請書

八幡浜地区施設事務組合長 様		年 月 日
		申請者 住所 氏名
設置者	住所	電話
	氏名	
設置場所		
製造所等の別		貯蔵所又は 取扱所の区分
申請事項		
申請の理由		
特例適用を受けるための措置又は基準と同等以上の効力を有すると認められる位置・構造及び設備		
その他必要な事項		
※ 受付欄		※ 経過欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第 1 5 号（第 2 3 条関係）

地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書

八幡浜地区施設事務組合長 様		年 月 日	
		届出者 住所 氏名	
設置者	住所	電話	
	氏名		
製造所等の別		貯蔵所又は 取扱所の区分	
設置の許可年月日 及び許可番号		年 月 日	第 号
設置場所			
在庫管理に従事する者の 職務及び組織			
在庫管理に従事する者に 対する教育			
在庫管理の方法			
危険物の漏れが確認され た場合に取りべき措置			
その他必要な事項			
※ 受付欄		※ 経過欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 点検実施計画書及び点検記録写し(過去 3 月以上)を添付すること。
 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第16号（第25条関係）

移動タンク貯蔵所変更許可通知書

事務連絡
年 月 日

（旧行政庁危険物事務主管課）様

八幡浜地区施設事務組合消防本部
予防課保安係

貴行政庁の設置（変更）許可に係る次表の第1欄に掲げる移動タンク貯蔵所について位置の変更許可申請書（及び譲渡引渡届出書）の提出があり、同表第2欄に掲げるとおり変更許可（及び当該届出書の受理）を行ったので通知します。

記

		第1欄	第2欄
許可行政庁			
設置者	住所		
	氏名		
設置場所			
設置・変更許可年月日（番号）			
完成検査年月日（番号）			
譲渡引渡届出書受理年月日			
その他必要事項			

備考1 この様式の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 設置者の項の第2欄には、移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡と位置の変更が同時に行われるものである場合は、譲渡又は引渡を受けた者の住所及び氏名を記入すること。

様式第17号（第29条関係）

危険物製造所等許可台帳

（一般取扱所）

設置者	住所	電話			
	氏名				
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号		
水張り（圧） 検査年月日	年 月 日	検査実施行政庁 水張り（圧） 検査番号	第 号		
完成年月日	年 月 日	完成検査番号	第 号		
設置場所					
地域別	用途地域	住居・商業・準工業 工業・指定なし	防火地域	準防火・指定なし	
製造所等の別	取扱所	貯蔵所又は取扱所の区分	一般取扱所		
危険物の類、 品名、最大数量				指定数量	倍
事業の概要					
危険物の取扱 作業の内容					
建の 築構 物造	階数	建築面積	m ²	延べ面積	m ²
	壁	床		柱・はり	
	屋根	窓・出入口		階段	
製造（取扱） 設備の概要					
令第9条第20号 タンクの概要					
配管			加圧設備		
加熱設備			乾燥設備		
換気設備			静電気除去設備		
電気設備	電線	開閉器	電燈	電動機その他	
避雷設備			警報設備		
消火設備					
危険物保安 監督者又は 危険物取扱者					
備考					

様式第17号の2（第29条関係）

危険物製造所等許可台帳

(屋内貯蔵所)

設置者	住所	電話				
	氏名					
許可年月日		年 月 日	許可番号	第 号		
完成年月日		年 月 日	完成検査番号	第 号		
設置場所						
地域別		用途地域	住居・商業・準工業 工業・指定なし	防火地域	準防火・指定なし	
製造所等別の		貯蔵所	貯蔵所又は取扱所の区分		屋内貯蔵所	
危険物の類、品名、最大数量						
事業の概要						
建築物の構造	壁		建築面積	m ²	延べ面積	m ²
	屋根		床		梁	
	柱		窓		出入口	
換気設備						
電気設備						
避雷設備						
消火設備						
危険物保安監督者			危険物取扱者			
備考						

様式第17号の3（第29条関係）

危険物製造所等許可台帳
(屋外タンク貯蔵所・屋内タンク貯蔵所)

設置者	住所	電話			
	氏名				
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号		
水張り(圧)検査年月日	年 月 日	検査実施行政庁水張り(圧)検査番号	第 号		
完成検査年月日	年 月 日	完成検査番号	第 号		
設置場所					
地域別	用途地域	住居・商業・準工業 工業・指定なし	防火地域	準防火・指定なし	
製造所等の別	貯蔵所	貯蔵所又は取扱所の区分	屋外タンク・屋内タンク貯蔵所		
危険物の類、品名、最大数量					
事業の概要					
基礎据付方法の概要					
タンクの構造・設備	形状		常圧、加圧の別		
	寸法		容量		
	材質板厚				
	通気管	種 別	数	内径及び作動圧	
	安全装置	種 別	数	作動圧	
覚知装置		避雷装置			
給油口の位置					
防油堤	構 造	容 量	排水設備		
配 管					
消 火 設 備		避 雷 設 備			
専用室の構造					
危険物保安監督者又は危険物取扱者					
備 考					

第 1 7 号の 4 (第 2 9 条 関 係)

危険物製造所等許可台帳

(地下タンク貯蔵所)

設置者	住 所	電 話			
	氏 名				
許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号		
水張り(圧)検査 年 月 日	年 月 日	検査実施行政庁 水張り(圧)検査番号	第 号		
完成検査年月日	年 月 日	完 成 検 査 番 号	第 号		
設 置 場 所					
地 域 別	用途地域	住居・商業・準工業工業・指定なし	防火地域	準防火・指定なし	
製造所等の別	貯 蔵 所	貯蔵所又は取扱所の区分	地下タンク貯蔵所		
危険物の類、 品名、最大数量					
事業の概要					
タンクの設置方法	タ ン ク 室 ・ 直 埋 設 ・ 漏 れ 防 止				
タンクの種類	鋼製タンク・強化プラスチック製二重殻タンク・鋼製二重殻タンク 鋼製強化プラスチック製二重殻タンク				
タンクの 構造・ 設備	形 状		常圧、加圧の別		
	寸 法		容 量		
	材質板厚		外 面 の 保 護		
	通 気 管	種 別		数	内径及び作動圧
	安全装置	種 別		数	作動圧
可燃性蒸気 回収設備	有 () ・ 無				
液面表示措置		引火防止装置	有 ・ 無		
タンク室又はタンク室以外の基礎、 固定方法の概要					
ポンプ設備の概要					
配 管					
消 火 設 備					
警 報 設 備					
危険物保安監督者		危険物取扱者			
備 考					

様式第17号の5（第29条関係）

危険物製造所等許可台帳

(簡易タンク貯蔵所)

設置者	住所	電話		
	氏名			
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号	
水張り(圧)検査年月日	年 月 日	検査実施行政庁水張り(圧)検査番号	第 号	
完成検査年月日	年 月 日	完成検査番号	第 号	
設置場所				
地域別	用途地域	住居・商業・準工業 工業・指定なし	防火地域	準防火・指定なし
製造所等の別	貯蔵所	貯蔵所又は取扱所の区分		地下タンク貯蔵所
危険物の類、品名、最大数量				
事業の概要				
タンク構造の備	形状		寸法	
	容量		材質板厚	
	通気管		給油の設備	
固定方法				
専用室の構造				
消火設備				
危険物保安監督者又は危険物取扱者				
備考				

様式第17号の6（第29条関係）

危険物製造所等許可台帳

（移動タンク貯蔵所）

設置者	住所	電話					
	氏名						
許可年月日	年 月 日	許 可 番 号	第 号				
水張り(圧)検査年月日	年 月 日	検査実施行政庁水張り(圧)検査番号	第 号				
完成検査年月日	年 月 日	完成検査番号	第 号				
設置場所							
地域別	用途地域	住居・商業・準工業・工業・指定なし	防火地域	準防火・指定なし			
製造所等の別	貯蔵所	貯蔵所又は取扱所の区分	移動タンク貯蔵所				
危険物の類、品名、最大数量							
車名及び型式							
製造事業所名							
危険物	類別		側面	材料	材質記号		
	品名			引張強さ	N/mm ²		
	化学名			板厚	mm		
	比重			取付角度			
タンク緒元	断面形状		枠	接置角度			
	内寸	長さ		mm	当て板	材料	材質記号
		幅		mm		引張強さ	N/mm ²
		高さ		mm	板厚	mm	
	最大容量	L	防護枠	材料	材料記号		
	タンク室の容量	L		引張強さ	N/mm ²		
	材料	材質記号		閉鎖装置	板厚	mm	
		引張強さ	N/mm ²		自動閉鎖装置	有	無
	板厚	銅板	Mm	手動閉鎖装置	有	無	
		鏡板	mm	吐出口の位置	左 右 後		
	間仕切板	mm	レバーの位置	左 右 後			
防波板	材料	材質記号	底弁損傷防止方法				
		引張強さ	N/mm ²				
	板厚	mm	接	地 導 線			
	面積比	%	消	火 剤 の 種 類			
タンク最大常用圧力	Kpa	火	薬 剤 の 種 類				
安全装置	作動圧力	Kpa	器	薬 剤 量			
	有効吹き出し面積			kg			
			個	個			
備考			常置場所の構造及び状況	屋 内	屋 外		
			危険物取扱者				

様式第17号の7（第29条関係）

危険物製造所等許可台帳

(屋外貯蔵所)

設置者	住所	電話			
	氏名				
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号		
完成年月日	年 月 日	完成検査番号	第 号		
設置場所					
地域別	用途地域	住居・商業・準工業 工業・指定なし	防火地域	準防火・指定なし	
製造所等の別	貯蔵所	貯蔵所又は取扱所の区分	屋外貯蔵所		
危険物の類、 品名、 最大数量					
事業の概要					
区画内面積					
さく等の構造					
地盤面の状況					
消火設備					
危険物保安 監督者又は 危険物取扱者					
備 考					

第 17 号の 8 (第 29 条関係)

危険物製造所等許可台帳

(屋外・屋内給油取扱所)

設置者	住所	電話						
	氏名							
許可年月日		年	月	日	許可番号	第 号		
水張り(圧)検査年月日		年	月	日	検査実施行政庁水張り(圧)検査番号	第 号		
完成検査年月日		年	月	日	完成検査番号	第 号		
設置場所								
地域別		用途地域	住居・商業・準工業工業・指定なし			防火地域	準防火・指定なし	
製造所等の別		取扱所	貯蔵所又は取扱所の区分			給油取扱所		
危険物の類、品名、最大数量								
事業の概要								
敷地		空地の間口、奥行			敷地面積			
		間口	m		m ²			
		奥行	m					
建の 築構 物造	用途		階数		建築面積	m ²	延べ面積	m ²
	壁		柱		床	はり	出入口	窓
周囲の塀又は壁								
給油設備		型式	数	道路境界線からの間隔		敷地境界線からの間隔		
付随設備の概要								
電気設備								
消火設備								
排水設備								
事務所内その他火気使用設備								
タンク設備		専用タンク			簡易タンク			
警報設備								
危険物保安監督者		氏名 選任年月日						
備考								

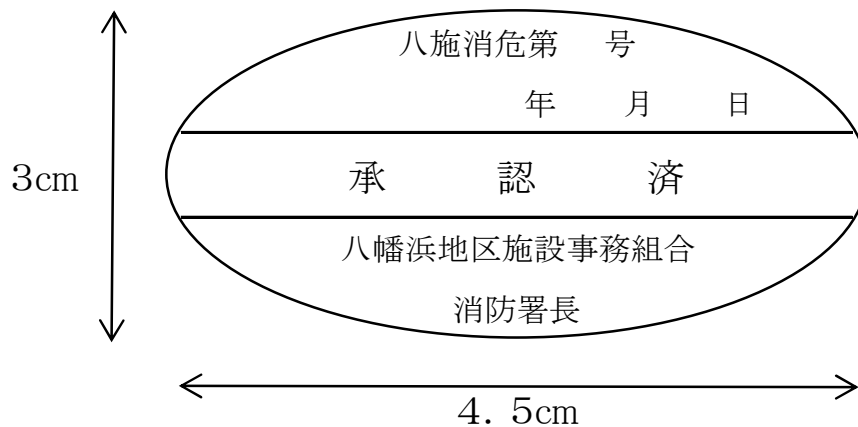
第 17 号の 9 (第 29 条関係)

危険物製造所等許可台帳

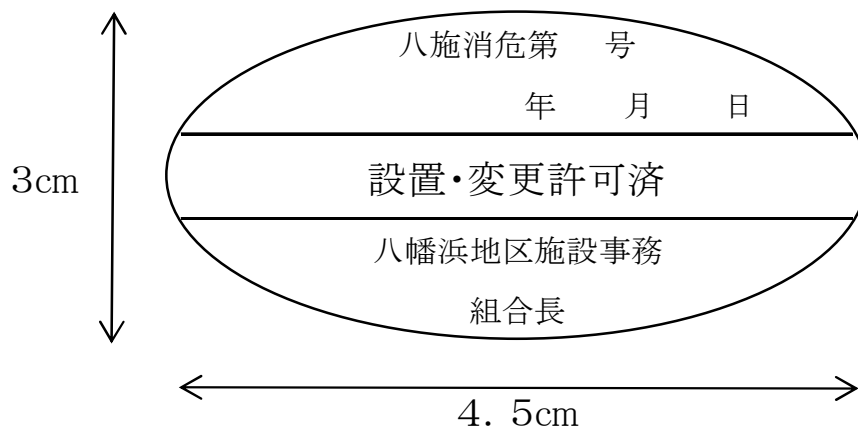
(第 1 種・第 2 種販売取扱所)

設置者	住所	電話					
	氏名						
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号				
完成検査年月日	年 月 日	完成検査番号	第 号				
設置場所							
地域別	用途地域	住居・商業・準工業 工業・指定なし	防火地域	準防火・指定なし			
製造所等の別			貯蔵所又は取扱所の区分				
危険物の類、品名、最大数量							
事業の概要							
建の築構造	階数	建築面積	m ²	延べ面積	m ²		
	構造概要						
店の舗構造分	面積	m ²	床				
	壁			柱			
	天上又は上階床			窓・出入口			
電気設備	配線	開閉器	電燈	その他			
消火設備							
危険物保安監督者又は危険物取扱者							
備考							

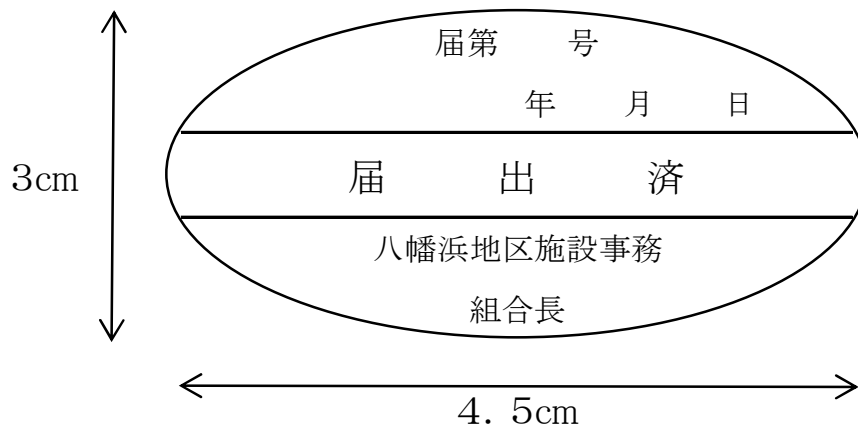
様式第18号(第2条関係)



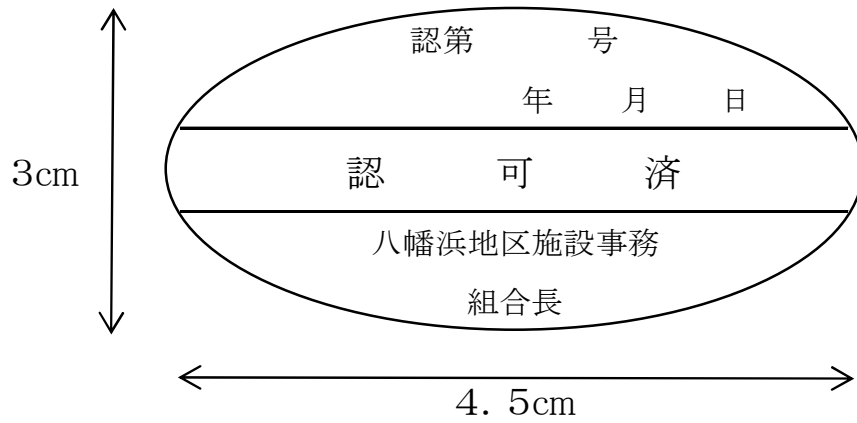
様式第19号(第3条関係)



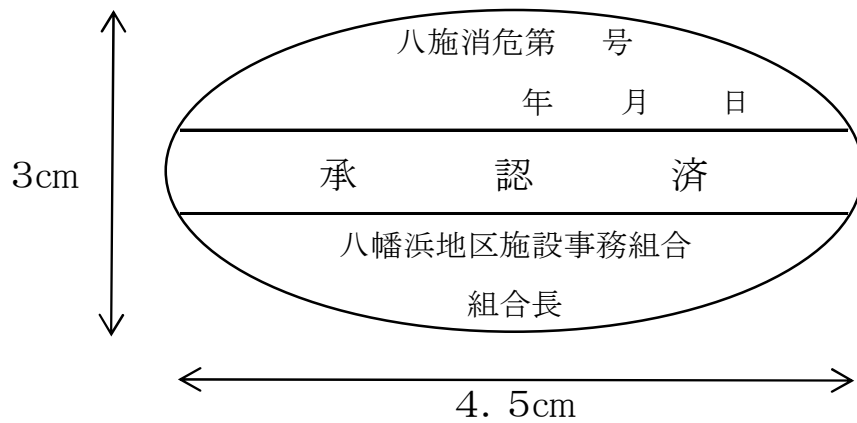
様式第20号(第4条、第5条、第10条関係)



様式第21号(第18条関係)



様式第22号(第6条、第22条関係)



様式第23号(第21条関係)

